

地域再生計画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称
兵庫県
- 2 地域再生計画の名称
産学官連携による知的財産活用推進計画
- 3 地域再生の取り組みを進めようとする期間
平成 16 年度から概ね 5 年間
- 4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 産学官連携を取りまく現状と課題

世界規模での地域間競争が激化する中で、地域が中長期的な成長を図っていくためには、既存企業の活性化や新事業創出など幅広い取り組みを行うことが必要である。

特に企業にとっては、競争力の強化につながる新製品創出（研究開発）については短期で具体的な成果を得たいというのが実情であり、こうした企業の取り組みにあたって、大学が保有する有為な知的資産を最大限に活かした事業展開を図ること（産学官連携）が求められている。

産学官連携は、「知の創出」の部分を担当する大学・研究機関と、「知の活用」及びさらなる「新たな知の創出へのフィードバック」の役割を担当する企業、そして両者の橋渡しを担当する技術移転媒介機関等の諸機関が連携して行っていくものであり、それぞれの機関が果たすべき役割を踏まえ、有機的に機能することが重要である。

とりわけ、知を創出する大学に対する企業の期待は大きく、これに応える形で大学内においても集中的な研究、学際的な研究など、研究アプローチの多様化・最適化に向けた努力が進められてきており、研究分野の面においても、従来自然科学系が主流であったものが、人文・社会科学系の知見を活用した産学連携も取り入れられるといった動きが見られる。

さらに、産学官連携を効果的に推進していくには、製品化・事業化の可能性が高い応用研究分野における共同研究や各種助成制度を有効に活用すると共に、中小企業等にとって必要な研究シーズを発掘し、橋渡しをする技術移転媒介機関のコーディネート機能が重要である。

(2) 兵庫県立大学統合後の産学連携への取り組み

このような状況の中で、2004 年 4 月に、3 県立大学を統合して設立された兵庫県立大学においては、世界最高性能の大型放射光施設 SPring 8 が至近距離にあり、我が国では最大規模の放射光リング・ニュースバルを自ら保有するという利点、そしてこれまで培ってきた大学固有の高度な研究に基づく知的資源を背景に国際競争力のある研究・高い水準の教育を推進していくと共に、産学の連携による地域産業の発展が重要と考えている。

旧姫路工業大学が位置している播磨地域は、工業集積地であるという立地特性からも伝統的に産学連携に積極的で、中小企業の経営者が多い姫路経営者協会と工学部教員との交流を端緒として始まった、現在の「はりま産学交流会」が、各種研究会、講演会などの交流事業を積極的に展開しており、これを契機として、平成 12 年からは、旧姫路工業大学としても組織的に産学連携事業を推進するた

め、「姫路産学交流センター」を設置して、産学連携に関する様々なコーディネート業務を行ってきたところである。

統合された兵庫県立大学では、本部（神戸キャンパス）に新たに「産学連携センター」を設置し、これまで取り組みが遅れていた県立工業技術センターや、新産業創造研究機構（N I R O）などの試験研究・技術移転関係機関との連携や、神戸・阪神地域における産学連携の取り組みを進めていくと共に、旧「姫路産学交流センター」については、「姫路産学連携センター」として引き続き現在の活動を継続して展開することとする。

（３）兵庫県立大学「産学連携センター」で取り組む知的財産活用の具体的方策

① コーディネーター活動の充実

産学連携センターにおいては、技術相談・企業開拓等の産学連携を推進するためのコーディネーターを配置（本部１名、姫路３名）している。

既存のコーディネーターについては、従前通り多様な企業のニーズを効果的にマッチングしていくための活動を実施していくと共に、研究成果の機関帰属本格実施にあたって、経済産業省により配置される「特許流通アドバイザー」の支援を得て、高度で専門的な知識を必要とする特許の技術評価（技術優位性、特許性、市場性等）業務の効果的な推進を図る。

② 研究成果（発明）の機関帰属と「知的財産本部」構築の検討

県立大学では、研究成果（発明）については原則として機関帰属とする方向であるが、特許出願・維持に必要な条件・体制の整備、機関としての特許化の採否の方法等諸課題について県立大学内部で検討する。

また、知的財産の活用による社会貢献を視野においた「知的財産本部」の構築を進めるに当たって、連携を想定している新産業創造研究機構（N I R O）との役割分担等に関する協議・検討をすすめる。

③ 県内試験研究・技術移転機関との連携促進

知的財産の有効活用及び社会還元を実現するため、県立工業技術センター、（財）新産業創造研究機構（N I R O）などの関係機関との連携を密にしながら、知的財産のノウハウの活用、技術優位性、特許性、市場性等の技術評価及びマーケティング等の業務を行う。

特に、阪神・淡路大震災からの復興を目的に、民間企業が中心となって設立された（財）新産業創造研究機構（N I R O）では、平成１４年４月に「兵庫県産学官連携イノベーションセンター」を設置するとともに、産学官連携総合窓口として、県内の大学、国・公設の研究機関等による「兵庫県産学官連携コンソーシアム」を結成し、企業等からの相談受付、事業化に向けた共同研究の立ち上げ等を支援する産学官リエゾン事業を実施しており、今後これらの機関と連携を一層強化する。

④ 研究者データベースのリニューアル

旧姫路工業大学の研究者検索システムをリニューアルし、旧神戸商科大学（現経済学部、経営学部）、旧兵庫県立看護大学（現看護学部）、さらに新設の応用情報科学研究科を加えた全学部教員の研究実績をカバーするデータベースを構築する。このデータベースは、HP上でも一般に公開し、

共同研究等の依頼先教員の検索や、技術相談の参考情報として活用する。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(1) コーディネーター活動を通じた経済的社会的効果

長引く不況の厳しい経済情勢の下、中小企業が生き延びるための方策を模索するため技術改良、新技術の導入などの要望がある中、中小企業をひとつひとつ訪問し、中小企業が抱える技術相談に対応するため、大学内に蓄積された技術・知見を活用・転用を模索するコーディネーター活動への期待は、今後とも高まっていくものと予想される（技術相談：14年度132件、15年度166件、企業訪問：14年度95件、15年度110件）。

また、コーディネーター活動の一つの成果とも言える共同研究、受託研究については比較的高い実績を維持しており、産学官の橋渡しのために、広範で高度な専門性を要するコーディネーター活動の一層の充実が地域経済の活性化に大きく資するものと期待されている（共同研究：14年度22件、15年度40件、受託研究：14年度41件、15年度37件）。

さらに、最近の動向として、大学の技術や研究成果を生かして、2004年5月に大学発ベンチャー企業2社の創業の動きがある中、地道ながらもコーディネーター活動の日々の積み重ねを通して、低迷する地域経済の活性化、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待される。

(2) 特許流通アドバイザーの活動を通じた経済的社会的効果

今後研究成果（発明）の機関帰属を進めて行くに当たり、特許出願・維持に要する費用等を考慮すれば、有為な特許か否かを見極める技術評価（技術優位性、特許性、市場性等）にその成否が大きく依存している。これまでの本学における特許出願状況を見た場合、物質科学をはじめ幅広い分野にわたっており、知的財産本部の構築を検討している県立大学としては、今後価値ある知的財産を効率的に選別する上で、多岐にわたる分野の技術評価をカバーする特許流通アドバイザーの役割は重要である（旧姫路産学連携センターでの発明届実績：14年度17件、15年度37件）。また最近の動向として、特許の国際出願・取得や、侵害への対応を要する事態も予測される中、今後保有を進めようとする知的財産からもたらされる地域の経済的利益を損なわないためにも、特許流通アドバイザーの活動は重要である。

(3) その他

これまでの産学連携は、工学・理学系の技術分野が中心であったが、県立大学統合に伴い、経済・経営、看護といった新分野が加わることにより、ハード（技術）とソフト（経営手法）とが融合した新たなシーズが生まれる可能性があるなど、多角的な産学連携事業の展開が期待できる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

211020 知的財産の活用による地域産業の活性化

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取り組みその他関連する事業 なし

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 なし

地域再生計画（別紙）

1 支援措置の番号及び名称

211020 知的財産の活用による地域産業の活性化

2 当該支援措置を受けようとする者

兵庫県立大学

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

ベンチャー企業や中小企業は、新産業創出や地域経済の担い手の観点から重要な役割を果たしているが、十分な資金や労働力の確保が不透明な現状にあって、知的財産を戦略的に活用する取り組みが十分ではない。

知的財産を活用して製品化するに当たっては、特許出願費や弁理士費用を要し、コストに見合う収益の確証がないというリスクはあるものの、企業にとって新たな事業展開を図るための重要な要素である。

こうしたことから、兵庫県立大学において当該支援措置を活用することにより、知的財産の有効活用に伴う事業活動の活性化を支援していくため、今後具体的な運用方法について検討を進めていきたい。